

意見書(医師記入)

保育所等施設長 様

入所児童氏名

年 月 日生

(病名) (該当疾患に☑をお願いいたします。)

☐	麻疹 (はしか) ※1
☐	インフルエンザ ※2
☐	新型コロナウイルス感染症 ※3
☐	風しん
☐	水痘 (水ぼうそう)
☐	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
☐	結核
☐	咽頭結膜炎 (プール熱) ※4
☐	流行性角結膜炎
☐	百日咳
☐	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)
☐	急性出血性結膜炎
☐	侵襲性髄膜炎菌感染症

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※1～4 については、必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記感染症についての意見書の記入をお願いいたします。

保護者の皆さまへ

上記感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出してください。

感染症	感染しやすい期間（※）	登園の目安
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間（発症前 2 4 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発生した後 5 日経過し、かつ解熱した後 3 日経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘（みずぼうそう）	発しん出現の 1 ～ 2 日前から痂皮（かさひ）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさひ）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後、2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（―）としている。